

GrazieCoin サービス利用契約

サービス利用企業・団体（以下「甲」という。）と株式会社 バリューソフトウェア（以下「乙」という。）は、乙のクラウドサービスである GrazieCoin の提供に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、乙が、甲に対し、本契約に定めるところに従って次条に定義される本サービスを提供し、甲が、乙に対し、本契約に定めるところによってその対価を支払うことについて定めることを目的とする。

第2条（定義）

1. 本サービスとは、企業・団体における組織内評価の補助等を目的として、乙が開発し、プラウザ上で動作するクラウドサービス「GrazieCoin」を意味するものとする。なお、今後、乙が、同サービスを利用するモバイルアプリケーションを公開した場合、同アプリケーションも、本サービスに含まれるものとする。
2. ユーザーとは、本サービスを実際に利用する甲の役員及び従業員を意味するものとする。

第3条（本サービスの提供）

1. 乙は、本契約に従って、甲に所属するユーザーが本サービスを利用する目的で、甲に対し、本サービスを提供する。
2. 本サービスには、以上に加え、以下の各号の条件に従って提供されるサポートサービス（以下「サポートサービス」という。）が含まれるものとする。なお、サポートサービスは、無償にて提供されるものとする。
 - (1) メールのみでの対応とする。
 - (2) 対応時間は、土日祝日及び乙指定の休業日を除く 10：00～17：00 とする。
 - (3) 対応範囲は、以下に定めるとおりとする。
 - ア 本サービスの利用方法に関する問い合わせに対するご回答
 - イ 上記以外のサポートについては別途甲乙間において定めるものとする。
 - (4) 以下のいずれかに該当する場合は、対応範囲外とする。
 - ア 甲以外からの問い合わせの場合、又は、甲からの問い合わせであると乙において判断できない場合
 - イ 甲が定める動作環境以外での動作に関する問い合わせの場合
 - ウ 本サービスの仕様外の使用方法等に関する問い合わせの場合

第4条（禁止行為）

- 甲は、以下の各号に定める行為をしてはならないもととし、ユーザーに対しても、本条の定めを遵守させるものとする。
- (1) 本サービス内のコインを、現金又は他の仮想通貨と交換する行為
 - (2) 本サービス内のコインを、甲の役員又は従業員以外の者に送付する行為、その他本サービスを、甲の役員又は従業員以外に利用させる行為
 - (3) 本サービス内のコインを、甲以外の者との間で、商品券その他一切の物、サービスその他の利益と交換を認める行為、又は、これに準ずる行為
 - (4) 資金決済法その他の法令に違反する若しくは違反するおそれのある行為
 - (5) 契約企業・団体に所属しないユーザーや、契約企業・団体から退職したユーザーに、本サービスを利用させる行為
 - (6) 本サービスの目的（企業・団体における組織内評価の補助等）以外の目的で、本サ

サービスを利用する行為。

(7) その他乙が定める本サービスの利用規約に反する行為

第5条（本サービスの提供条件）

本サービスは、以下の条件に従って提供されるものとし、甲は、予め、これらに同意する。

- (1) ユーザーは、別途乙が定める利用規約及びプライバシーポリシーに同意しなければ、本サービスを利用することができない。また、同利用規約及び同プライバシーポリシーは、適宜、乙において内容を変更することがあり、この場合、ユーザーは、変更後の同規約に同意しなければ本サービスを利用することができない。
- (2) 本サービスを利用できるのは、甲に所属するユーザーに限られる。
- (3) 本サービスの動作環境は、別途乙が定めるものとし、適宜、更新される。
- (4) 本サービスの使用のために必要な機器その他の動作環境については甲又はユーザーの費用と責任において準備するものとする。
- (5) 本サービスの利用中にかかる費用は甲又はユーザーの負担とする。
- (6) ユーザーが未成年者その他の制限行為能力者である場合、親権者などの法定代理人の同意を得た上で、本サービスを使用する。未成年のユーザーが本サービスを使用する可能性がある場合、甲において、ユーザーに対し、この点を周知させる。

第6条（甲の責務）

1. 乙が提供する本サービスは、あくまで、クラウドサービスとしてのシステム（乙が第2条第1項に定めるモバイルアプリケーションを公開した場合は、同アプリケーションを含む。）のみであり、本サービス上で提示される商品券及びイベント券と本サービス内のコインとの交換その他の特典は、甲における社内規則の整備を含め、甲の責任と費用によって提供されるものとする。また、これらの特典が実現されないことによって生じた紛争の処理、過去に提供された特典が労使慣行等になったとして生ずる紛争の処理、特典に関する税金その他の処理は、全て、甲の費用と責任において処理されるものとする。なお、これらの点に関して、乙がクレーム、訴訟の提起等を受けて損害を被った場合、甲は、乙に対し、その損害を賠償する。
2. 本サービス提供の前提として、甲は、乙に対して、本サービスを利用する役員及び従業員の氏名等一覧を提供するものとし、乙は、これを前提として、本サービスを利用するためには必要となるID及びパスワード等を発行する。この際、甲は、事前に、各役員及び従業員に対して当該情報の提供の同意をとりつけるものとする。また、甲において役員及び従業員に変動があった場合、甲は、遅滞なく乙に対してその旨を通知するものとする。
3. 甲は、乙から発行されたID及びパスワード等の情報を、甲の責任において管理するとともに、当該ID及びパスワード等を利用するユーザー以外には、第三者に公開しないものとする。但し、乙は、本サービスのメンテナンスのために必要な場合、その他業務上必要ある場合、又は、権利行使のために必要な場合、当該ID及びパスワード等を使用して本サービスにログインすることができるものとし、甲は、予め、これに同意するものとする。
4. 以下の各号に定める紛争等については、甲の責任と費用負担においてこれに対処し、解決するものとする。
 - (1) 本サービスに関してユーザー間、ユーザーと甲との間、又はユーザーと第三者との間で生じた紛争
 - (2) 本サービスを利用した不適切な情報の投稿（名誉毀損、プライバシー侵害となる情報の投稿を含む。）への対処

第7条（代金）

1. 甲は、乙に対し、本サービスの対価として、以下の金額をいずれも支払うものとする。

- (1) 初期費用 なし
- (2) 月額料金 以下の表の金額

・オプション機能なし

ユーザー数	①基本利用料	②ユーザー利用料	月額(税別)	料金体系
1～99名	1,000円	200円/1名	①+②の合計	従量制
100～199名	2,000円	32,000円	34,000円	月額固定
200～299名	3,000円	47,000円	50,000円	
300～399名	4,000円	61,000円	65,000円	
400～499名	5,000円	74,000円	79,000円	
500～599名	6,000円	86,000円	92,000円	
600～699名	7,000円	98,000円	105,000円	
700～799名	8,000円	109,000円	117,000円	
800～899名	9,000円	119,000円	128,000円	
900～999名	10,000円	128,000円	138,000円	
1000～1499名	15,000円	180,000円	195,000円	
1500～1999名	20,000円	240,000円	260,000円	
2000名以上	500名毎に 5,000円加算	500名毎に 60,000円加算	500名毎に 65,000円加算	

・オプション機能あり

ユーザー数	①基本 利用料	②ユーザー 利用料	③オプション 利用料	月額(税別)	料金体系
1～99名	1,000円	200円/1名	50円／1名	①+②+③ の合計	従量制
100～199名	2,000円	32,000円	8,000円	42,000円	月額固定
200～299名	3,000円	47,000円	11,700円	61,700円	
300～399名	4,000円	61,000円	15,200円	80,200円	
400～499名	5,000円	74,000円	18,500円	97,500円	
500～599名	6,000円	86,000円	21,600円	113,600円	
600～699名	7,000円	98,000円	24,500円	129,500円	
700～799名	8,000円	109,000円	27,200円	144,200円	
800～899名	9,000円	119,000円	29,700円	157,700円	
900～999名	10,000円	128,000円	32,000円	170,000円	
1000～1499名	15,000円	180,000円	45,000円	240,000円	
1500～1999名	20,000円	240,000円	60,000円	320,000円	
2000名以上	500名毎に 5,000円加算	500名毎に 60,000円加算	500名毎に 15,000円加算	500名毎に 80,000円加算	

2. 前項の利用ユーザーは、実際に本サービスを利用するユーザーの数にかかわらず、本サービスを利用可能なユーザー数として甲乙合意したユーザー数を指すものとし、これを変更する場合は、別途甲乙合意するものとする。
3. 本契約が月の途中から開始され、又は、月の途中で終了した場合であっても、月額料金の日割計算はせず、当月分全額の月額料金が発生するものとする。
4. 毎月の基本利用料については、毎月初日の午前零時時点の利用ユーザー数を基準にして計算するものとし、月の途中で利用ユーザー数が変更される場合であっても、当月の基本利用料の金額に影響はないものとする。
5. 本契約が終了した場合であっても、乙は、それまでに受領した対価を返還することを要しない。
6. 甲は、乙に対し、前各項に定める対価に消費税等を加算して支払うものとする。
7. 本契約締結後、為替が著しく変動し、第1項に定める金額では甲乙間の公平を害するといえる場合には、甲及び乙は、本サービスの対価又はその計算方法につき、誠実に協議し、決定するものとする。

第8条（支払期日及び方法）

1. 前条に定める対価に関し、乙は、甲の利用月1ヶ月（暦月に従い毎月1日から当該月の末日までとする。）毎に締め切り、当該利用月の翌月に請求書等を発行する。甲は、乙に対し、利用月の翌月末日までに、当該請求書等記載の対価を支払う。
2. 甲は、乙が指定する金融機関口座に振り込む形で、前項の請求額を、支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第9条（遅延損害金）

甲が、第7条に定める対価その他乙に対する金銭支払債務を支払期日までに支払わなかつた場合、甲は、当該未払金額につき、当該支払期限日の翌日を起算日として完済の日まで年利6パーセントの料率を乗じた金額を遅延損害金として乙に支払うものとする。

第10条（知的財産権）

1. 本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（これらの権利を受ける権利を含む。以下、単に「知的財産権」という。）は、全て乙に帰属する。
2. 本契約による本サービスの提供は、乙から甲に対して何らの権利の移転も意味しないものとする。
3. 甲は、本サービスに入力したデータ及び本サービスを使用して送信したデータについて、甲が適法な権利を有していること、及び、当該データの入力、送信その他の利用行為が第三者の権利を侵害しないことを、乙に対し表明し、保証する。
4. 甲は、本サービスに入力したデータ及び本サービスを使用して送信したデータについて、乙に対し、世界的、非独占的、無償、サブライセンス可能かつ譲渡可能な利用権（複製、改変、及び本サービス内において公開する権利を含む。）を許諾する。
5. 甲は、乙及び乙から権利を承継し又は許諾された者に対して著作人格権を行使しないことに同意する。

第11条（瑕疵担保責任等）

1. 乙が、本サービスに瑕疵、ないし、種類又は品質に関して契約に不適合となる状態（以下「瑕疵等」という。）を発見し、乙においてこの修補が必要と判断したときは、無償で本サービスを修補するものとする。
2. 前項にかかわらず、瑕疵等の修補に過分の費用を要する場合、乙は、瑕疵等を修補する義務を負わない。

3. 甲は、本サービスの瑕疵等を理由として、本契約を解除することはできない。
4. 本サービスに関し、本条に定めるもののほか、乙は、一切の瑕疵担保責任、及び、数量、種類又は品質に関する契約不適合にかかる責任を負わない。

第 12 条（秘密保持）

甲は、本サービスに関連して乙が甲に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、乙の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとする。

第 13 条（利用者情報等）

ユーザーの利用者情報の取扱いについては、別途乙が定める利用規約及びプライバシーポリシーの定め（なお、適宜乙が改定する可能性がある。）によるものとし、甲は、これらに従って乙がユーザーの利用者情報を取扱うことについて同意する。

第 14 条（権利義務の譲渡禁止）

1. 甲及び乙は、あらかじめ書面により相手方の承諾を得なければ、本契約に定める自己の権利又は義務を、第三者に譲渡し又は担保に供することはできない。
2. 前項にかかわらず、合併、会社分割、事業譲渡その他の事由により、乙が、本サービスにかかる事業を乙以外の者に移転した場合には、当該移転に伴い、本契約に基づく権利及び義務並びに甲が本サービスに入力した情報その他の甲に関する情報を、乙は、当該移転先に譲渡することができるものとし、甲は、かかる譲渡につき、あらかじめ同意する。

第 15 条（再委託）

乙は、本契約に基づく業務の全部又は一部を、事前の甲の同意なく、第三者に再委託することができる。この場合、乙は、当該第三者に対して、本サービスに関して取得した甲及びユーザーの情報を開示することができる。

第 16 条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何ら催告その他の手続きを要せず、また、自己の債務の履行の提供をしないで、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始した場合又は公租公課を滞納し督促を受けた場合。
 - (2) 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の手続その他倒産手続開始の申立てがあった場合。
 - (3) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けた場合。
 - (4) 甲において、解散の決議、他の会社との合併決議、若しくは、事業の全部ないし重要な一部を譲渡する決議その他これらに準じる決議をした場合。
 - (5) 支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、自ら振り出し又は引き受けた手形若しくは小切手が 1 回でも不渡りとなったとき、又は金融機関から取引停止処分を受けた場合。
 - (6) その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じた場合。
 - (7) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があった場合。
2. 甲及び乙は、前項の他、相手方が本契約に違反した場合には、相当の期間をおいて催告のうえ、本契約の全部又は一部を解除することができる。
3. 前各項による契約の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第 17 条（期限の利益の喪失）

甲又は乙は、前条第 1 項の各号の一に該当する事由が生じたとき、相手方に対して負担する一切の債務につき当然に期限の利益を失い、債務のすべてを直ちに一括して弁済しなければならない。

第 18 条（中途解約）

甲は、甲乙間において書面により解約の合意をした場合を除き、本契約を中途解約することができない。甲乙間において書面により解約の合意をした場合であっても、甲は、本契約の有効期間の満了まで発生する予定であった第 7 条第 1 項第 2 号に定める月額料金（ただし解約日が属する月の月額料金）の合計額の 2 分の 1 の金額を違約金として乙に支払わなければならないものとする。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - (2) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 前項第 1 号又は第 2 号の確約に反する表明をしたことが判明した場合
 - (2) 前項第 3 号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項第 4 号の確約に反した行為をした場合
3. 前項の規定による解除がされた場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。
4. 第 2 項の規定による解除がされた場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第 20 条（損害賠償責任）

1. 甲又は乙は、本契約に違反した場合、これによって相手方に生じた損害の賠償をしなければならない。但し、当該違反が、本契約及び取引上の社会通念に照らして損害を与えた当事者の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない。
2. 請求原因如何にかかわらず、本契約に関して生じた乙の甲に対する損害賠償義務の累計額は、当該損害が生じた日が属する利用月の月額費用の 3 倍を上限とし、かつ、賠償の範囲は直接被った現実的な損害に限るものとし、当事者が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、及び、逸失利益については、賠償責任を負わない。

第 21 条（本サービス提供の停止等）

1. 乙は、以下に例示する場合を含め、甲及びユーザーへの事前の通知なく、本サービスの提供を停止、中断又は終了（アカウントの停止若しくは削除を含む。）することができる。
 - (1) 本サービスにかかるシステムの点検又は保守作業を行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運

営ができなくなった場合

(4) その他、乙が必要と判断した場合

2. 甲が次の各号のいずれかに該当した場合には、乙は、何らの催告を要することなく、直ちに、本サービスの全部又は一部の提供の停止、及び、本契約の全部または一部の解除をすることができる。
 - (1) 甲が、本契約に定める乙に対する対価の支払いを怠った場合
 - (2) 甲が第4条（禁止行為）又は第6条（甲の責務）に違反した場合

第22条（本サービスの変更・廃止）

1. 乙は、いつでも、本サービスの内容の全部又は一部を変更することができる。
2. 乙は、事前に1ヶ月前に通知することにより、いつでも、本サービスの全部又は一部を廃止することができる。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該廃止日の属する月の翌月以降の月額料金は生じない。

第23条（免責）

1. 乙は、以下の各号のいずれも、何ら保証しない。
 - (1) 甲が、本サービスを介して、ユーザーの適切な人事評価をなしうること
 - (2) ユーザーが、本サービス上に提示される商品券及びイベント券と本サービス内のコインとの交換その他の特典を得られること（当該特典の提供は、甲が行うものとし、乙は一切関与しないものとする。）
 - (3) 本サービス内のコインによってユーザーが利益を得ることができること（退職時に保有しているコインについて、換金その他の方法によって利益を受けられることを含む。）
 - (4) 本サービスが甲の特定の目的に適合すること
 - (5) 本サービスが、甲の期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること
 - (6) 甲又はユーザーによる本サービスの利用が甲又はユーザーに適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること
 - (7) 本サービスにセキュリティなどに関する欠陥、エラー、バグ、不具合、権利侵害がないこと
 - (8) 本サービスに入力された情報が消失しないこと
2. 乙は、以下の各号の一に定める事由によって、甲、ユーザー又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
 - (1) ユーザーが、乙が定める利用規約又はプライバシーポリシー（その変更を含む。）に同意しないことによって、本サービスを利用できないこと
 - (2) 第21条（本サービスの提供停止等）、第22条（本サービスの変更・廃止）に定める乙の対応
 - (3) 本サービスが他のソフトウェアを呼び出す場合又は他のソフトウェアの機能を利用する場合の当該他のソフトウェアの動作又は効果
 - (4) 通信障害、システム機器等の瑕疵・障害
 - (5) 本サービス上に提示される商品券及びイベント券と本サービス内のコインとの交換その他の特典が提供されないこと
 - (6) 本サービス上に投稿された情報による名誉毀損、プライバシー侵害その他の権利侵害（本サービス上に投稿された情報の管理は甲が行うものとする。）
 - (7) 本サービスを日本国外で使用すること（これによって、当該国の法令に違反することを含む。）
 - (8) ID、パスワード等の不正利用
 - (9) 携帯端末によって本サービスの利用中に生じた第三者との接触事故、ユーザーが端末を落下等させることにより生じた端末の故障・破損等

- (10) 甲が、ユーザーによる本サービスの使用を不可とする措置（ユーザーのアカウントの削除を含む。）をとったこと
- (11) ユーザー間、ユーザーと第三者との間、又は、ユーザーと甲との間において生じた紛争

第 24 条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、契約に同意した日から 1 年間とする。但し、期間満了の 1 ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による異議の申し入れがない限り、本契約は同一条件にてさらに 1 年更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 前項の定めに関わらず、第 7 条ないし第 9 条の規定は本契約終了後甲が乙への債務を完済するまで効力を有し、第 6 条（第 2 項を除く。）、第 10 条、第 11 条第 4 項、第 12 条乃至第 15 条、第 17 条、第 19 条第 3 項、同第 4 項、第 20 条、第 23 条、第 25 乃至第 27 条、及び、本項の規定は本契約終了後もなおその効力を有する。

第 25 条（分離可能性）

本契約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 26 条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第 27 条（管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関し、紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 28 条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

（以下本頁余白）